

議案第66号 千葉市職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例の制定

議案第67号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

について賛成の立場から討論致します。

今議会に上程されるにあたって、労使交渉を妥結させるまでの職員の皆さんのご苦勞はいかばかりであったかと推察いたします。

市長発言でも、今までで一番不本意な議案とのことであり、またようやく組合との妥結をみて上程されたものですから、皆さんの思いを心に留め、賛成の立場からの討論です。

本年1月27日、平成25年地方財政対策が決定され、地方公務員給与についても国家公務員と同様に削減することを前提に地方交付税4000億円の削減が決定されました。この問題に関しては、国と地方の間に地方自治の根幹に触れる大きな意見の対立があるのは、他会派からも指摘されているところであり、ご承知のことだと思います。

今回の給与削減については1月に国より求められており、その点について私たちが見解を求めた3月議会での答弁では「地方公務員の給与水準を、復興財源の捻出のため、一時的に減額している国家公務員の給与水準に合わせるように一方的に求め、それを前提として、交付税額を削減するという今回の国のやり方は、「地方分権」を大きく逸脱するものであり、許されるものではないと考えております。

本市としても、全国市長会などと連携して国に対して抗議をして行きたいと考えております。」とのことでした。

この見解にはほとんど反論する人はないと思われます。

この意思を貫き通していただきたかったと思い、今回の議案上程は非常に残念です。

政府はこの「要請」を、あくまで、地方公務員法第59条(技術的助言)、及び、地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものであるとしていますが、その手法は地方交付税の削減を伴う地方公務員給与を7月から平均7.8%の削減、下げ幅もラスパイレス比較で細かく規定するなど、「要請」というより「強制」であり、「技術的助言」に含めて解釈することははなはだ疑問です。

前年度からの国家公務員の給与削減は、「我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため」、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」に基づき行われているものです。すなわち、国の財政状況と東日本大震災への対処の2つを理由とする臨時の措置としています。

一方で、国は、地方自治体に対して職員給与の削減を要請しつつ、それに見合う分を当該地域の防災、減災、あるいは活性化に充てるとしています。すなわち、国家公務員の給与削減の場合と異なり、地方公務員の給与の場合には、東日本大震災への対応が直接の理由ではないということであり、各自治体の防災事業、活性化事業に充てる財源が確保されるということになります。

自治体の防災事業、活性化事業などの経費の財源に使うべきであると要請することは、地方交付税法には、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」と定められており、一般財源としての地方交付税の理念に反することとなります。地方交付税法上、用途を定めての交付は出来ないはず
です。

地方公務員法、地方自治法、また地方交付税法等からみても、不適切であり、国は行ってはならないことを行っているものであり、千葉市として最後まで反旗を翻して欲しかったのは偽らざる思いです。

予算上はすでに交付税減額分を組み込んであるため、あえてここで職員の給与削減が必要なのか、とも思いますが、市民サービスの低下を招くのは忍びないとの思いで給与削減を飲まざるを得なかった職員の皆さんの決断を尊重し、議案に賛成いたします。